

秋田県公報

目 次

ページ
秋田県告示第四百三十九号

告 示

平成二十年十月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

告 示

の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第五十四条

の二第一項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介

護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条

の二第一号の規定に基づき、告示する。

- 生活保護法による介護機関の指定(四三九・福祉政策課) : 1
- 生活保護法による指定介護機関の変更(四四〇・福祉政策課) : 1
- 道路の供用開始(四四一・道路課) : 2

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
大曲中通病院介護支援センター 医療法人明和会 理事長	開設者氏名又は名称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
大仙市大曲上栄町六番四号	変 更 前	平成二十年十月二十一日	訪問看護、居宅療養管理指導	平成二十年九月一日
大仙市大曲上栄町四番三号	変 更 後	秋田県知事 寺 田 典 城	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成二十年九月一日
居宅介護支援事業	サービスの種類	変 更 年 月 日	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年九月一日
大曲中通病院ショートステイ	役員 株式会社ファーマックス 代表取締	横手市横手町字四ノ口五十六一一	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成二十年十月一日
平鹿調剤薬局中央店	役員 株式会社ファーマックス 代表取締	大仙市川日字月山二百二十九一一	予防短期入所生活介護	平成二十年九月一日
平鹿調剤薬局東店	役員 株式会社ファーマックス 代表取締	大仙市大曲上栄町六番四号	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年九月一日
秋田県告示第四百四十号 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による	こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第五十条の二第二号の規定に基づき、告示する。	平成二十年十月二十一日	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、介護	平成二十年十月一日
			予防居宅療養管理指導、介護	平成二十年十月一日
			居宅介護支援事業	平成二十年十月一日

秋田県告示第四百四十一号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成二十年十月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 供用開始の区間

県道	道路の種類	
	路線名	区間
河辺阿仁線	番地先から寺田八番一地先まで	秋田市河辺三内字田尻面一五四番地

- (二) (-) 二 供用開始の期日 平成二十年十月二十一日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 場所 建設交通部道路課
 期間 平成二十年十月二十一日から同年十一月四日まで

発行者 秋 田 県

購読料金
秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円（税込）

印刷者 印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄
電話(0182)87-6668
FAX(0182)87-6666
E-mailmatsubara@matsubarainsatsu.co.jp